

■ 一般型乳児等通園支援事業所 基準確認表

| | | 基 準 | しまもと里山認定こども園 | 認定こども園ゆいの詩 | |
|----|----------|---|------------------------|------------|---|
| 設備 | 第23条(1) | 【乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合】 乳児室又はほふく室、及び便所を設ける | 乳児室又はほふく室：1室 便所：有 | 適 | 乳児室又はほふく室：2室 便所：有 |
| | 第23条(5) | 【満2歳以上の幼児を利用する場合】 保育室又は遊戯室、及び便所を設ける | 満2歳以上の利用定員設定なしのため、確認不要 | - | 保育室又は遊戯室：7室 便所：有 |
| | 第23条(2) | 【乳児室の面積】 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65m ² 以上 | 57.00m ² | 適 | 84.17m ² |
| | 第23条(3) | 【ほふく室の面積】 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3m ² 以上 | 57.00m ² | 適 | 86.17m ² |
| | 第23条(6) | 【保育室又は遊戯室の面積】 満2歳以上の幼児1人につき1.98m ² 以上 | 満2歳以上の利用定員設定なしのため、確認不要 | - | 保育室：50.47m ² 遊戯室：144.05m ² |
| | 第23条(8)ア | 【保育室等を2階又は3階以上に設ける場合】 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物 又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物である | 保育室等を1階に設けるため、確認不要 | | |
| | 第23条(8)イ | 【保育室等を2階又は3階以上に設ける場合】 階に応じ、区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられている ※下記別表参照 | | | |
| | 第23条(8)カ | 【保育室等を2階又は3階以上に設ける場合】 乳幼児が出入又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている | | | |
| | 第23条(8)ウ | 【保育室等を3階以上に設ける場合】 イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、 かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となる | | | |
| | 第23条(8)オ | 【保育室等を3階以上に設ける場合】 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている | | | |
| | 第23条(8)キ | 【保育室等を3階以上に設ける場合】 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている | | | |
| | 第23条(8)ク | 【保育室等を3階以上に設ける場合】 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている | | | |
| | 第23条(8)エ | 【保育室等を3階以上に設け、かつ調理設備（別表2に該当するものを除く）を設ける場合】 当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている | | | |

| | | | | | | |
|------|---------|---|-------------------------|--------|-----------------------|--------|
| 職員配置 | 第24条第1項 | 保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修を修了した者を置かなければならぬ。 【乳児】 おおむね3人につき1人以上 【満1歳以上満3歳未満の幼児】 おおむね6人につき1人以上 | 保育士：2人 職員数：2人 | 適 適 | 保育士：2人 職員数：2人 | 適 適 |
| | 第24条第2項 | うち、半数以上は保育士 | 職員数：2人 うち、保育資格者数2人 | 適 | 職員数：2人 うち、保育資格者数2人 | 適 |
| | | ただし、2人を下ることはできない | 職員数：2人 | 適 | 職員数：2人 | 適 |
| | 第24条第3項 | 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができます。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合で、当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合で、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき | 専従者：1人 ただし書き(1)(2)適用 | 適 | 専従者：1人 ただし書き(1)適用 | 適 |
| | | ※ 保育室等…乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 | | | | |

■ 別表1_第23条(8)イ

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|--------|-----|--|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上に効的なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上の階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

■ 別表2_第23条(8)エ

| | |
|---|--|
| ア | スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている |
| イ | 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備外部への延焼防止に必要な措置が講じられている |